

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月21日 20時20分ごろ
発生場所	静岡県東伊豆町 ^{いなとり} 稲取港 稲取港東防波堤灯台から真方位172°90m付近 (概位 北緯34°46.4′ 東経139°02.8′)
事故の概要	貨物船 ^{だいたう} 大東丸は、航行中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 大東丸、497トン
船舶番号、船舶所有者等	132945、株式会社ブリジストン汽船
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首に破口を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船の状態で稲取港東南東方沖を約10ノットの対地速力により航行していた。</p> <p>本船は、船舶の^{ひくそう}輻輳する航路筋を避ける目的で右転した後、単独で操船に当たっていた船長が反航船や同航船の動向を見ているうちに元の針路に戻すことを失念し、‘稲取港東防波堤の港外側に設置されていた消波ブロック’（以下「本件消波ブロック」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.85m、船尾約3.60mであった。</p> <p>船長は、6海里レンジとしてレーダーを作動させていたが、レーダーの画面を見ていなかった。</p>
分析	本船は、稲取港東南東方沖を右転して航行中、船長が、反航船や同航船の動向に注意を向け、レーダーを使用して船位の確認を行っていなかったことから、本件消波ブロックに向かっていることに気付かずに航行を続け、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、稲取港東南東方沖を右転して航行中、船長が、反航船や同航船の動向に注意を向け、レーダーを使用して船位の確認を行っていなかったため、本件消波ブロックに向かっていることに気付かずに航行を続け、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・航行中は、レーダー等を適切に使用して船位の確認を行うこと。
--	--------------------------------